

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

幌加内町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 幌加内町地域

(1) 現況

幌加内町は、上川管内の西部、石狩川水系の雨竜川最上流部に位置し、南北6.3km、東西2.4kmと南北に長い形をしています。

日本海側に天塩山系が走るなど四方を山に囲まれており、全面積の80%を森林に覆われた山間部の立地特性から、冬期間は豪雪・極寒と雪解けも遅く、農業生産活動の環境としては厳しい条件化の下、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携し、農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	幌加内町地域	法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

幌加内町の全域を対象とする。

- ① 特定農山村地域における農林漁業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）の規定に基づき指定された振興山村地域
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定に基づき公示された過疎地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が主該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 幌加内町長の判断によるもの

緩傾斜農用地については田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の全てを対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

① 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

② 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成31年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）

③ 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ平成31年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成31年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、平成31年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を幌加内町に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象地とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受委託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

特になし。

3 対象者

認定農業者に準ずる者として幌加内町長が認定する者は、次のとおりである。

ア 幌加内町の平均経営規模以上の経営体

（第4次幌加内町農業振興計画で定められた経営体）

イ 年間農業従事日数が150日以上 of 基幹的農業従事者を有している経営体

4 その他必要な事項

土地改良通年施行等の取扱

ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲は次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はそれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものがその後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

・当該年度の6月30日（平成27年度においては8月31日）までに国もしくは地方公共団体の負担もしくは補助又は農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされていること。

・当該年度内に事業が終了すること。

・集落協定に事業の実施が位置付けられているもの。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

・ほ場整備事業（区画整備、面的工事に限る）

・客土事業

・その他上記の事業に該当する工種

ウ 土地改良通年施行にかかる農用地は交付金の対象とすることができる。

エ 事業実施により対象要件に変更があった場合でも（地目等）、土地改良事業について工区等採択されているものが、集落協定に位置付けられている場合は当該農用地を平成31年度まで交付対象とすることができる。